

福岡市子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱

(設置目的)

第1条 子どもの読書活動の推進、充実及び環境整備を図ることを目的に平成17年3月に策定された「福岡市子ども読書活動推進計画」(以下「読書推進計画」という。)が策定から5年を経過したことに伴い、これまでの成果と課題を整理し、本市の読書推進計画を改定するために、福岡市子ども読書活動推進計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 読書推進計画の策定に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(策定委員会の組織)

第3条 策定委員会は、別表1に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員の互選により、委員長及び副委員長をおく。
- 3 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 5 委員の任期は、策定委員会設置の日から平成23年3月31日までとする。

(会議の招集)

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて委員以外の出席を求めることができる。

(ワーキンググループの設置)

第5条 読書推進計画の策定のため、策定委員会にワーキンググループを設置する。

- 2 ワーキンググループは、別表2に掲げる者をもって構成する。

(事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、教育委員会教育支援部生涯学習課に置くものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月14日から施行する。